

【 検査 】**4 7 7 T R A b（バセドウ病等）の算定について**

《令和7年3月31日》
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD014「26」抗TSHレセプター抗体（T R A b）の算定は、原則として認められる。

なお、連月については、原則として認められない。

- (1) バセドウ病（初診時又は診断時）
- (2) バセドウ病（経過観察時（定期チェック））
- (3) 甲状腺機能亢進症（初診時又は診断時）
- (4) 甲状腺機能亢進症（経過観察時（定期チェック））

- ② 次の傷病名に対するD014「26」抗TSHレセプター抗体（T R A b）の算定は、原則として認められない。

- (1) 慢性甲状腺炎・橋本病（経過観察時（定期チェック））
- (2) 甲状腺機能異常（経過観察時（定期チェック））
- (3) 亜急性甲状腺炎（経過観察時（定期チェック））
- (4) 無痛性甲状腺炎（経過観察時（定期チェック））
- (5) 甲状腺癌（初診時又は診断時）
- (6) 甲状腺癌（術後）
- (7) 悪性甲状腺腫瘍（初診時又は診断時）
- (8) 悪性甲状腺腫瘍（術後）
- (9) 結節性甲状腺腫（初診時又は診断時）
- (10) 結節性甲状腺腫（経過観察時（定期チェック））

○ 取扱いを作成した根拠等

TSHレセプター抗体（T R A b）は甲状腺のTSHレセプターに対する自己抗体で、甲状腺中毒症におけるバセドウ病を診断する因子であり、未治療のバセドウ病のほとんどの例で陽性となることから、①の傷病名において有用である。また、治療効果判定、寛解や再発の指標としても有用であるが、T R A bは免疫グロブリンであることより、その変動は緩徐であり、連月で測定することの有用性は低い。

一方、②の傷病名において、亜急性甲状腺炎、無痛性甲状腺炎などは一過性に甲状腺中毒症状を来すが、通常T R A bは陰性であり、経過観察時の算定の意義は乏しい。

また、甲状腺機能亢進症状を来さない他の傷病名では測定する意義はない

と考えられる。

以上のことから、①の傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められるが、連月については認められず、②の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。